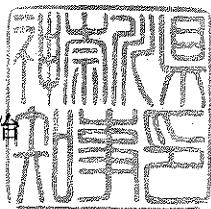


資料 2

水第 1070 号  
令和 5 年 4 月 18 日

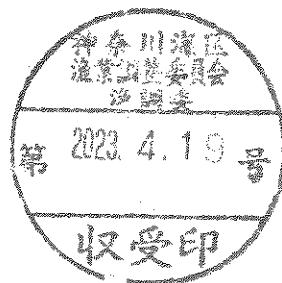
神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において認替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をするべき漁業者数の数（人）	推進機関馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をするべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かますを目的とする狩刺し網漁業	1	定めなし	共第8号共同漁業権の漁場の区域	1月1日から12月31日まで	葉山町に漁業根拠地を有しております、かつ、共第8号共同漁業権の漁場の区域においてかますを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない。	令和5年5月28日まで	許可日から令和5年4月16日まで
ぼらを目的とする狩刺し網漁業	1	同上	同上	同上	葉山町に漁業根拠地を有しております、かつ、共第8号共同漁業権の漁場の区域においてぼらを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて	同上	同上	

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

いしもいち、いなだ、このしきろ及びぼらを目的とす る漁業	1	同上	共第 11 号共同漁業権の漁場の区域	同上	当該漁業権の漁業権者の受忍を受けていいる者	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有しております、かつ、共第 11 号共同漁業権の漁場の区域においていしもいち、いなだ、このしきろ及びぼらを目的とする狩刺し網漁業を當むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けていいる者	同上	令和 5 年 6 月 11 日から令和 8 年 4 月 16 日まで
---------------------------------	---	----	--------------------	----	-----------------------	--	----	------------------------------------